株式等振替決済口座管理約款新旧対照表

下線部分変更

(発行者に対する代表者届又は代理人選任 届その他の届出)

新

- 第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者 通知、総新株予約権者通知、総投資主通 知、総新投資口予約権者通知、総優先出 資者通知又は総受益者通知(以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)
- (2) 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
- (3) 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求(第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。)

(発行者に対する代表者届又は代理人選任 届その他の届出)

IΒ

- 第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替優先出資、 振替上場投資信託受益権又は振替受益権 については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下第26条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うこと につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(新設)

(新設)

(新設)

株式等振替決済口座管理約款新旧対照表

下線部分変更

新	IΞ
(個別株主通知等の取扱い)	(個別株主通知等の取扱い)
第 22 条 お客様は、当社に対し、当社所定の	第 22 条 お客様は、当社に対し、当社所定の
方法により、個別株主通知の申出(振替法	方法により、個別株主通知の申出(振替法
第 154 条第4項の申出をいいます。)の取	第 154 条第4項の申出をいいます。)の取
次ぎの請求をすることができます。	次ぎの請求をすることができます。
2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法に	(新設)
より、発行者に対する会社法第 325 条の5	
第1項の規定に基づく株主総会資料の書面	
交付請求、投資信託及び投資法人に関する	
法律第 94 条第1項に基づく投資主総会資	
料の書面交付請求及び協同組織金融機関	
の優先出資に関する法律第 40 条第4項に	
基づく優先出資総会資料の書面交付請求の	
取次ぎの請求をすることができます。ただし、こ	
れらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該	
発行者が定めた基準日までに行っていただく必	
要があります。	
3 前2項の場合は、所定の手続料をいただき	(新設)
<u>ます。</u>	
附則	
この改正は、令和4年9月1日から施行する。	